

資料 2

令和 3 年度 市商工観光部の経済対策関連施策について
(6 月補正予算以降)

小規模事業者経営継続支援事業（第2回）

【所要額：318,500千円】

【補正予算額：8,500千円】

新型コロナウイルス感染症第4波及び第3回目の緊急事態宣言の影響を受け、売上減少により経営が厳しい状況にある小規模事業者等に対して経営継続のための支援金を交付する。

○交付対象

- ・市内に事業所を有する小規模事業者又は個人事業主であること。
- ・令和3年4月から6月までの3カ月のうち、いずれかひと月の売上が令和2年もしくは令和元（平成31）年同月比で30%以上減少していること。

○支援金額

1事業所あたり200千円もしくは100千円

令和2年もしくは令和元（平成31）年4月から6月までの3カ月のうち、

- ①いずれか1カ月の売上が20万円以上→20万円
- ②上記売上額に満たない事業者で、いずれか1カ月の売上額が10万円以上→10万円

○申請期間

令和3年8月から10月末まで

○事業費

- ①支援金 317,500千円（交付見込：1,975事業所 うち1,200事業所が200千円）
- ②事務費 1,000千円

新型コロナウイルス感染症対策

中小企業等新分野展開等支援事業

【補正予算額：60,000千円】

新型コロナウイルス感染症により事業に影響を受けている中小企業者等が行う、ポストコロナ・ウイズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開や設備導入等に要する経費の一部を支援する。

○交付対象（※1事業者1回まで）

(1)新分野展開等支援事業（交付決定件数：13件、交付決定額：16,695千円）

- ・業種・事業転換や新たな分野展開、これらの取組を通じた事業規模の拡大等に要する事業

(2)ITサービス導入事業（交付決定件数：10件、交付決定額：11,435千円）

- ・WEB会議システムの導入等の事業

(3)生産設備等導入事業（交付決定件数：19件、交付決定額：22,879千円）

- ・既存設備の効率化や生産能力の向上に資する機械設備等を導入する事業

(4)新製品開発支援事業（交付決定件数：7件、交付決定額：6,399千円）

- ・事業化を目的とした製品開発又は既存製品の改良及び過去1年以内に関した新製品の販路開拓事業

○補助率・補助上限額 2/3 ・ 2,000千円

○公募期間 令和3年7月12日（月）～令和3年9月10日（金）

○事業費 ①補助金 2,000千円×30件＝60,000千円

○財 源 地方創生臨時交付金 60,000千円

新型コロナウイルス感染症対策中小企業等新分野展開等支援事業 活用事例紹介

事例1 新分野展開等支援事業【宿泊業】

新たに「地酒等の小売」と「特産品の通信販売」を開始するとともに、鶴岡の食の豊かさを顧客に伝えていく「オンライン食事会を通じた持続可能な交流を促進する地酒販売小売事業」の展開

【事業の内容】

(1)一般酒類を含む小売業販売

地酒の小売販売（お土産等による販売）を新規に開始し、専用のショーケースと酒精管理のための保管用の冷蔵庫を整備、昨今の家飲みニーズに対応する。

(2)通信販売事業

土産物を新たに開発、ECサイトを活用し通信販売を新たに開始

(3)顧客交流事業

小売販売業と通信販売事業を活用したオンライン食事会を開催し、顧客との交流を図る。交流会では生産者や酒蔵の蔵元からも参加してもらい、地酒のブランド力を高めるとともに、顧客満足度を高め、将来的な来訪、新規顧客の獲得を目指す。

（販売例）オンライン食事会セット（地酒、冷凍食品、漬物や加工品、参加費、販売手数料）

【経費内訳】

日本酒保管用冷蔵庫、冷凍食品保管用冷凍庫、冷凍食品パッケージデザイン料、冷凍食品試作費、アドバイザー謝金、広告宣伝費

事例2 ITサービス導入事業【宿泊業】

業務効率の向上を目的としたオーダーエントリーシステムの導入

【事業の内容】

客室規模が大きい旅館の場合、コロナ禍で客数が減少することは効率の悪い運営つながることから、効率的な運営体制への転換が必要になっている。食事会場、売店、ラウンジにオーダーエントリーシステムを導入することで、業務効率を改善する。食事会場やラウンジでの注文時と売店での部屋付けでの販売時の登録作業と予約会計システムとを連動させ、効率化を図る。

【経費内訳】

オーダーエントリーシステム及び端末一式

事例3 生産設備等導入事業【縫製業】

新型根巻きボタン付けマシン導入による生産性の向上と感染症対策の実施

【事業の内容】

新型機の導入により、従来5人で行ってきた作業を1人で対応可能とする「生産性の向上」と従業員同士のソーシャルディスタンスを確保する「感染症対策の実施」を図る。

【経費内訳】

新型根巻きボタン付けマシン1台

新型コロナウイルス感染症対策

資本性劣後ローン利子補給事業

【補正予算額：2,000千円】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等に対して、新型コロナ対策資本性劣後ローンを利用した際の利子の一部を負担することで、出資等を通じた資本増強策を促し、事業成長の下支えや事業の再生により廃業を防ぐとともに、当該企業における財務基盤を強化することを目的とする。

○補助対象となる融資制度（例※）

金融機関名	利子補給の補助対象となる融資制度名
日本政策金融公庫（公庫）	新型コロナ挑戦支援基本強化特別貸付（国民事業・中小事業）
商工組合中央金庫（商工中金）	危機対応業務 資本性劣後ローン（中小企業向け制度）

※民間金融機関が新たに劣後ローン融資商品を取り扱った場合は追加について検討する。

○補助対象者

- ・市内に本社・本店を置く中小企業者、市内に主たる事業所または店舗を有する個人事業者
- ・上記記載の補助対象となる融資制度を使用した事業者

○補助率・補助上限額

- ・約定利払金のうち、市の予算の範囲内において月額50,000円、年間最大600,000円
- ・利子補給の補助対象期間は、2年間（24か月）

○事業費 令和3年度予算 2,000千円 債務負担行為（R4～R5）10,000千円

○財 源 地方創生臨時交付金 2,000千円

小規模事業者経営継続支援事業（第3回）

【補正予算額：314,000千円】

新型コロナウイルス感染症第5波及び第4回目の緊急事態宣言の影響を受け、売上減少により経営が厳しい状況にある小規模事業者等に対して、経営継続のための支援金を交付する。

○交付対象

- ・市内に事業所を有する小規模事業者又は個人事業主であること。
- ・令和3年7月から9月までの3カ月のうち、いずれかひと月の売上が令和2年もしくは令和元年同月比で30%以上減少していること。

○支援金額

1事業所あたり200千円もしくは100千円

令和2年もしくは令和元年7月から9月までの3カ月のうち、

- ①いずれか1カ月の売上額が20万円以上→20万円
- ②上記売上額に満たない事業者で、いずれか1カ月の売上額が10万円以上→10万円

○申請期間

令和3年11月から令和4年1月末まで（予定）

○事業費

①支援金 314,000千円（交付見込：2,200事業所 うち1,360事業所が200千円）

○財源

地方創生臨時交付金 168,276千円

一般財源（前年度繰越金）145,724千円